

事務連絡  
令和6年3月15日

美作市所管介護保険施設・事業所 各位

美作市健康政策課長

### 令和6年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出期限等について

令和6年4月1日からを適応開始年月日とする報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和6年4月15日(月)とする取扱いとします。

なお、体制届に添付する、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び各種加算届出書等の添付書類の様式については改訂が予定されています。体制届に添付する書類については、新様式が決まり次第、随時、市ホームページに掲載します。

#### 1. 令和6年4月1日からを適応開始年月日とする場合の体制届等の提出期限

令和6年4月15日(月)

#### 2. 加算等の算定開始期限

サービス種類	令和6年度の加算等算定開始時期
・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・介護予防・日常生活支援総合事業	<u>〇4月15日までの受理</u> →4月1日から算定開始(特例)  〇4月16日から5月15日までの受理 →6月1日から算定開始
・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設	<u>〇4月15日までの受理</u> →4月1日から算定開始(特例)  〇4月16日から5月1日までの受理 →5月1日から算定開始  〇5月2日から6月1日までの受理 →6月1日から算定開始

サービス種類	令和6年度の加算等算定開始時期
・旧3加算(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算) ※4月・5月分 ・令和6年度処遇改善計画書	<u>○4月15日までの受理</u> <u>→4月1日から算定開始(特例)</u>
・新加算(介護職員等処遇改善加算) ※6月分以降	<u>○5月15日までの受理</u> <u>→6月1日から算定開始(特例)</u>
新加算(介護職員等処遇改善加算) ※6月分以降 (認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設)	<u>○6月1日までの受理</u> <u>→6月1日から算定開始(特例)</u>

### 3. 対象となる体制届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算届出書等の添付書類
- ・令和6年度処遇改善計画書

※新様式は準備中です。決まり次第、市ホームページに掲載します。

### 4. 届出に係る留意事項

- ・報酬改定により新たに設けられた加算や算定要件が変更された加算等を算定する場合など、市に届出している報酬体制状況を変更する場合は、届出が必要となります。